

危険物規制の概要

危険物規制の目的

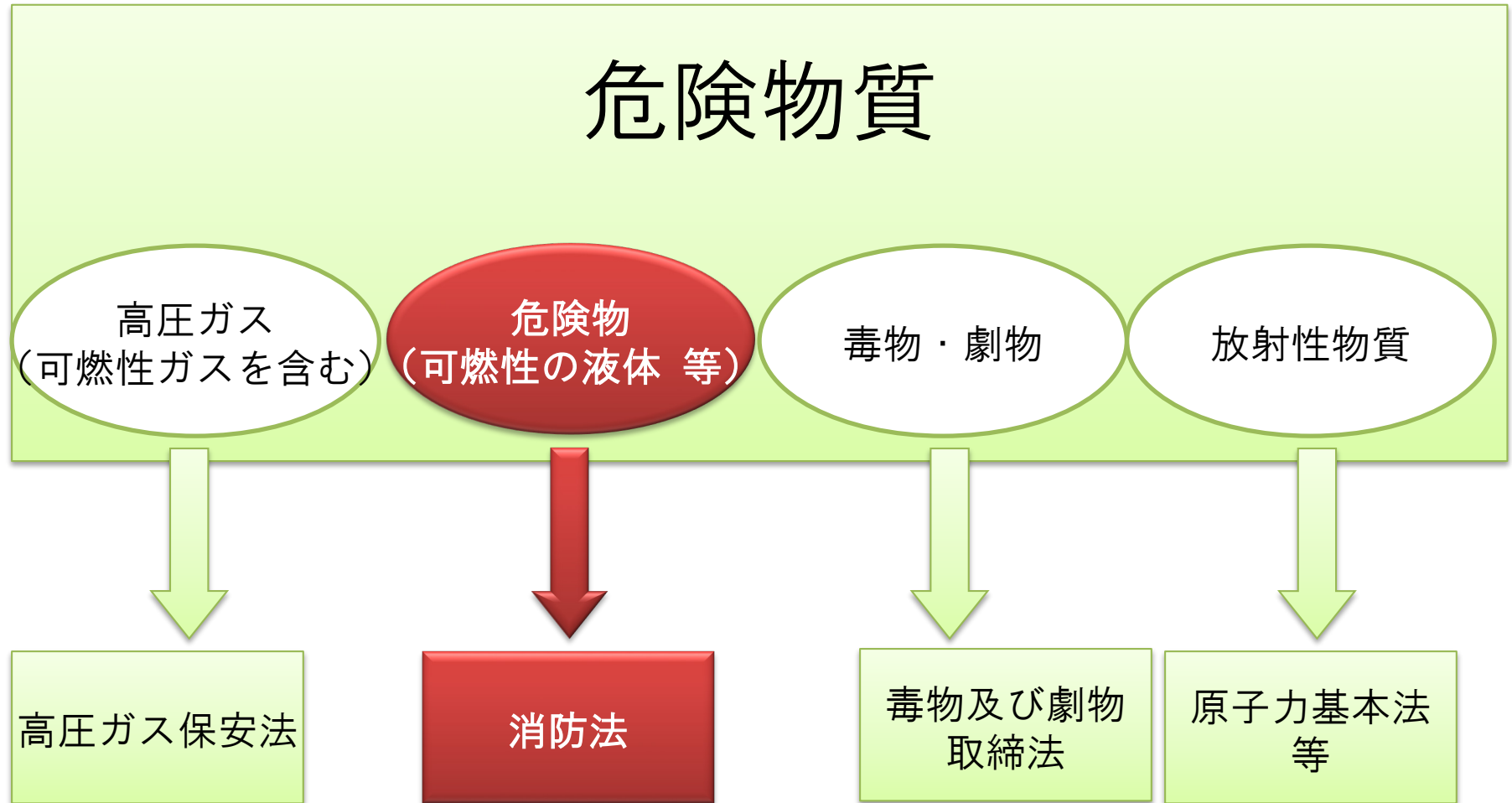
火災を発生させやすい発火性・引火性等の危険性を有する物品(危険物)について、保安上の規制

- 火災の予防
- 火災等の災害による被害を軽減

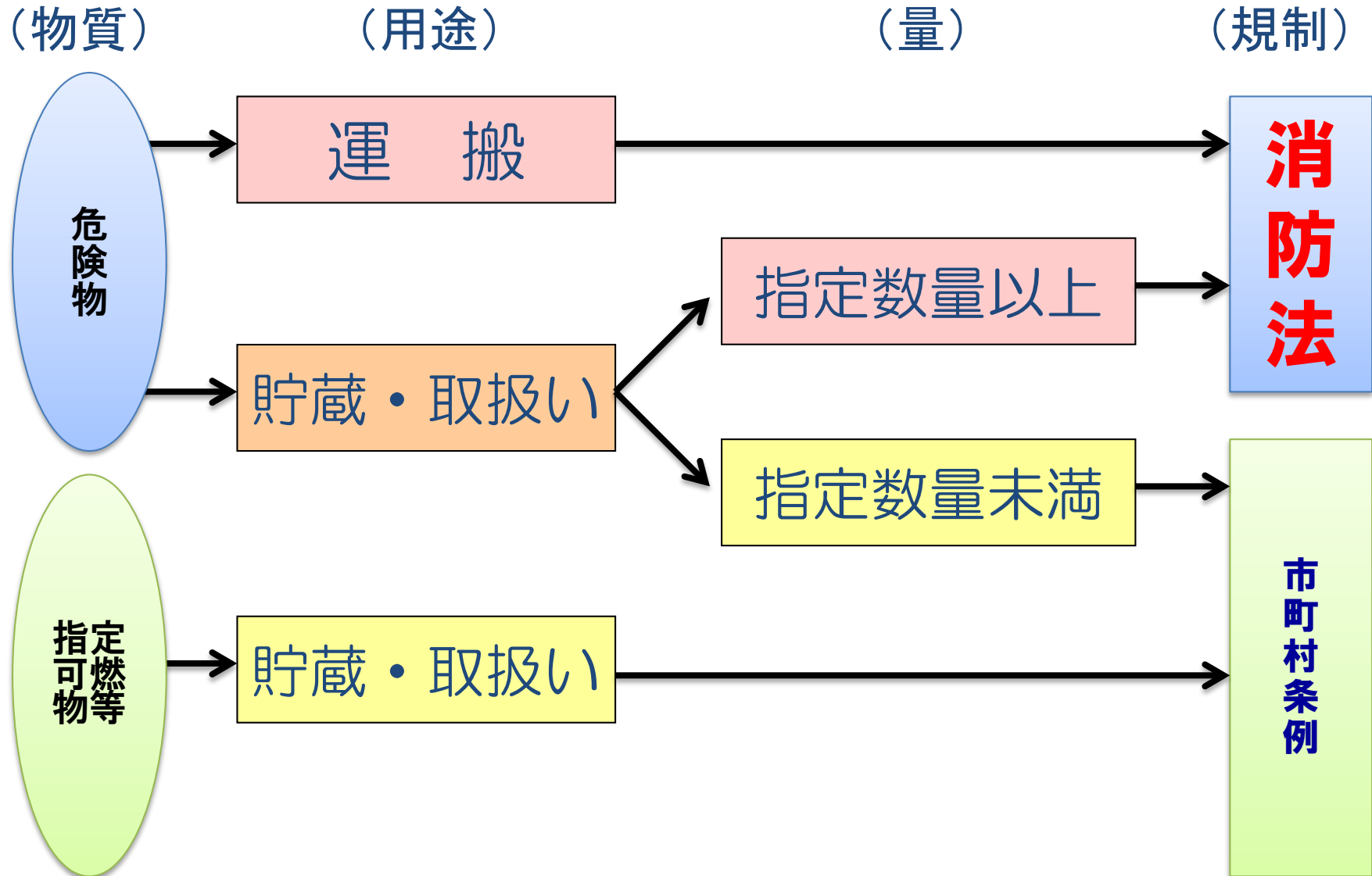
安寧秩序の保持
社会公共の福祉の増進

(消防法第1条)

危険物質の規制法



危険物規制の体系



危険物の分類

消防法別表第1に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの
(法第2条第7項)

➡ 化学的・物理的性質に応じ第1～6類に分類

- ◆ **第1類**(酸化性固体)
- ◆ **第2類**(可燃性固体)
- ◆ **第3類**(自然発火性物質及び禁水性物質)
- ◆ **第4類**(引火性液体)
- ◆ **第5類**(自己反応性物質)
- ◆ **第6類**(酸化性液体)

指定可燃物等

指定可燃物

火災が発生した場合に
○その拡大が速やか
○消火活動が著しく困難なもの
→令第1条の12・別表第4で具体的な物品を指定

指定可燃物に
類する物品

指定数量
未滿の
危険物

(危険物施設としての規制を受けないもの)

市町村条例(「火災予防条例」等)による規制

(法第9条の4)

○貯蔵・取扱いの技術上の基準

○貯蔵・取扱いの場所の位置・構造・設備の技術上の基準 等

規制の内容

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いについては、①施設の位置や構造、設備の技術基準を定めるハード基準、②危険物の貯蔵方法等を定めるソフト基準、③危険物を取り扱う者の知識・技能の整備等の保安体制の3つの観点から、危険物が安全に国民に供給されるよう合理的な規制を行っている。

○製造所（石油精製工場等）



○貯蔵所（石油タンク等）



○取扱所（ガソリンスタンド等）



基準適合義務

①ハード基準

- 位置
保安距離、保有空地
- 構造
建築物の材質、タンクの材質
- 設備
消火設備、換気設備、避雷設備

②ソフト基準

- 火気使用制限
- 立入制限
- 危険物のもれ・あふれ・飛散の防止

③保安体制

- 危険物取扱者
- 危険物保安監督者
- 危険物統括管理者
- 危険物施設保安員
- 自衛消防組織
- 予防規程
- 定期点検